

江別市いじめ防止対策審議会について

江別市いじめ防止対策審議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、江別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、江別市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第14条第3項に規定する地域におけるいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 調査審議する事項について特別の利害関係を有する委員は、その議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、第2条に規定する所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定による求めに応じて会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

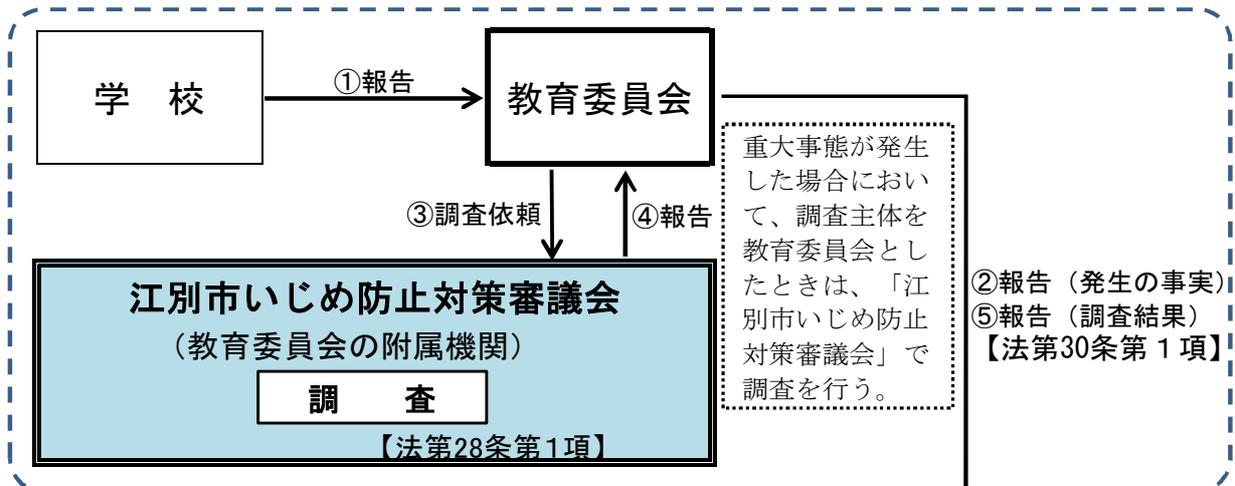
いじめの「重大事態」発生時の対応

いじめの「重大事態」発生

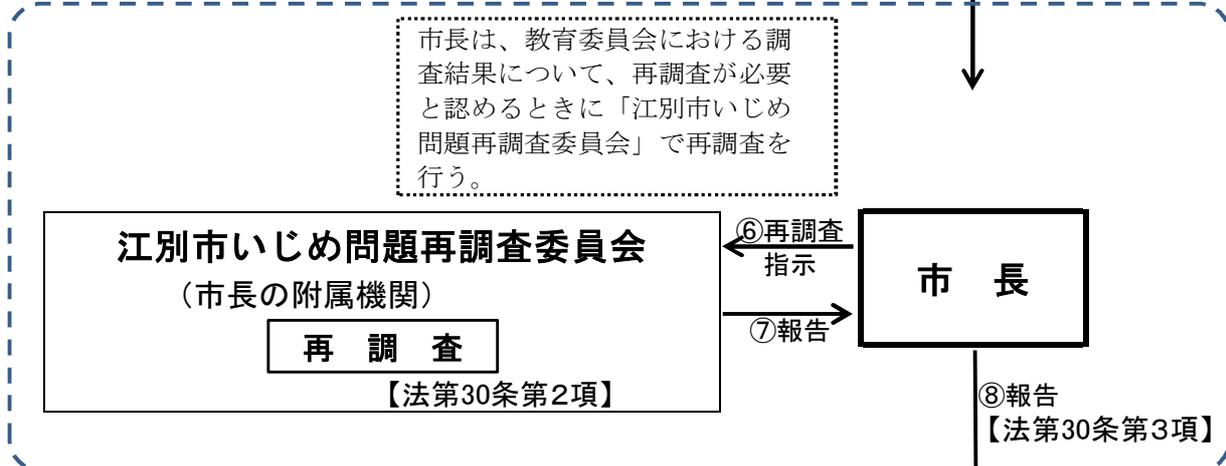
- ・ いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第28条第1項】

<教育委員会>



<市長>



<市議会>

市長は、再調査を行った場合、調査結果を市議会に報告する。

